

仕 様 書

1 件名

メディア周知広告業務

2 目的

保険料率の改定、軽減措置、保険料の減免、マイナンバー保険証の利用促進等について周知を図るため、地元新聞3紙（東奥日報、陸奥新報及びデーリー東北）での広告掲載を委託するものである。

3 業務内容

- (1) 保険料率の改定、軽減措置、保険料の減免、マイナンバー保険証の利用促進等について被保険者及び県内住民に対し周知を図るため、東奥日報、陸奥新報及びデーリー東北への広告掲載を実施すること。
- (2) 掲載は各紙全5段とすること。
- (3) 掲載原稿は、別紙「掲載内容」をもとに受注者が作成し、発注者との協議の上で決定すること。また、制度の対象者は高齢であることから、読みやすい文字サイズとし、周知内容の趣旨を損なうことなく、イラスト、文字デザイン等を考慮し読者を惹き付けられるものとする。
- (4) 掲載内容の校正については、10回までとすること。
- (5) 掲載日は、令和6年7月1日（月）から5日（金）の範囲で、東奥日報、陸奥新報及びデーリー東北の同時掲載が可能な1日とすること。
- (6) 本仕様書内容及び本仕様書に明示がない項目については疑義があるときは、発注者と協議の上業務を遂行すること。
- (7) 業務完了報告に際しては、広告掲載実施分の東奥日報、陸奥新報及びデーリー東北を成果品として提出すること。

4 履行期限

令和6年7月5日（金）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和6年度の保険料

令和6年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額] ※1	=	保険料 (限度額80万円) ※3
46,800円		基礎控除後の所得(※2)×9.90%		

◎令和6年度の保険料は、お住いの市町村から7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 括弧内の金額が58万円以下の方は9.20%

※2 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※3 昭和24年3月31日以前に生まれた方、または障害認定により資格取得した方は73万円

令和6年度保険料の軽減措置について

◆ 所得が低い方の軽減

- ・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和6年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	2割

※4 給与所得者等(給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

◆ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

保険料の減免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、お住まいの市町村の徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用できます

●利用のメリット

- ・引越をしても、マイナンバーカードを被保険者証として使用でき、被保険者証の切り替えを待つ必要がありません。
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
- ・旅行先や災害時でも、薬の情報が連携されます。

●事前の利用申込

・マイナンバーカードを被保険者証として利用するには、マイナンバーカードを取得し、被保険者証利用の申し込みをする必要があります。

・被保険者証利用の申込方法

- ①医療機関・薬局の顔認証付カードリーダーで申込
- ②マイナポータルから申込
- ③全国のセブン銀行のATMで申込

●被保険者証利用の申し込みのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

お問い合わせ先

お住まいの「市町村の後期高齢者医療担当課」または「青森県後期高齢者医療広域連合」

電話：017-721-3821

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル1階